

一般財団法人 犬猫生活福祉財団
謝金に関する規定

制 定 日	2022年7月21日
施 行 日	2022年7月21日

謝金に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人犬猫生活福祉財団（以下「当法人」という。）の諸事業において支払う謝金に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(支払対象者)

第2条 謝金の支払対象者は、本会の常勤役員及び職員以外の者とし、原則として、本人に直接支払うものとする。

(謝金の種類)

第3条 謝金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ① 当法人のウェブサイト、出版物等に原稿を執筆する執筆者に対する謝金
- ② 当法人が主催する講演会、セミナー、イベント等において講演、講義を行う講師等に対する謝金

(謝金の額)

第4条 謝金の額は、別表「謝金単価基準表」に定める額を基準とする。この場合において、事業等を実施する上で特別な事情がある場合には、基準の範囲内で金額を調整することができる。

(源泉徴収及び納税)

第5条 謝金の支払に際して、当法人は、法令の定めるところにより、所得税等の源泉徴収及び納税を行うものとする。

(改 廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、2022年7月21日から施行する（2022年7月21日理事会議決）。

別表 謝金単価基準表（第4条関係）

項目	単位	単価（源泉所得税控除後）
執筆者に対する謝金 （第3条第1号）	400字あたり	2,000円
講師等に対する謝金 （第3条第2号）	1時間	20,000円